

J R 連 合 発 第 6 号
2020年8月19日

国土交通省
鉄道局長 上原 淳 殿

日本鉄道労働組合連合会（J R 連合）
会 長 荻 山 市 朗

鉄道に関わる諸課題に対する要請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、私ども J R 連合の運動にご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、J R 連合はこの間、加盟各単組とともに鉄道の明るい将来を切り拓くべく、日夜取り組みを行っております。そうした中で、鉄道に関わる多くの政策的課題を抽出しつつ、各種課題の解決に向けた活動を展開しています。

下記にお示しする諸課題の解決は、鉄道の、ひいては交通政策の発展に必要な不可欠と考えております。是非とも行政としての一層のご尽力を、重ねてご要請申し上げます。

記

◆ 2020 年度 制度・政策関係要望事項（予算関係）

I. 新型コロナウイルス感染症拡大および今後の環境変化への喫緊の対応

1. 環境変化に適合した鉄道利用促進に資する取り組みへの支援

(1) 鉄道・公共交通の安心利用にむけた事業者と連携した取り組み

今後も衛生意識の高まりや他人との接触機会を低減させる行動を選択することが想定される中、公共交通利用に対する心理的ハードルを低減させる関係者の丁寧な対応が必要である。5月14日には鉄道連絡会がガイドラインを公表し、利用者にむけて様々なご協力を求めたが、さらに広く国民に対して訴えることが大切である。まずは事業者が労使協力のもと丁寧かつ迅速なあらゆる取り組みを講じることは当然であるが、国としても事業者への支援や主体的な取り組みを通じて、公共交通の利用に対する安心感に繋がる世論形成を行うこと。加えて、科学的な見地からの安全性の担保が有効であると考えられることから、有識者との連携を図ること。

(2) 社会のニーズを踏まえた衛生対策強化及び混雑緩和に資する設備投資等への助成

「新しい生活様式」の定着によって、今後公共交通に対して衛生面に関する社会的要請が高まることが想定され、今後衛生対策強化に資する設備投資、さらには駅や車内設備の消毒備品の設置や抗菌・抗ウイルス対応といった各種改良工事が必要となってくる。また、ITやビッグデータを利活用した「混雑状況の見える化」の取り組みも加速していく必要がある。そうした社会のニーズ、要請を踏まえた事業者の様々な取り組みが可及的速やかに推し進められるよう、国による助成を講じること。

(3) 混雑緩和を図る上でのオフピーク移動促進に向けた取り組みへの支援

鉄道の混雑緩和に向けてご利用の平準化（オフピーク移動）を図ることは極めて効果的である。現在も多く事業者がポイント付与等の取り組みを講じているが、今般の社会変化による時差通勤、時差通学に対する社会的要請を踏まえ、事業者が柔軟な運賃・料金制度を導入できるよう環境整備を図るとともに、システム改修やポイント付与など経費に対する事業者への助成を行うこと。

2. コロナ禍におけるJRを下支えし、需要を喚起する取り組みの実施

(1) JRの事業継続による負担に対する支援

すでに各社から公表された2020年度第一四半期決算にあるとおり、緊急事態宣言下での鉄道運輸収入の急激な落ち込みは解除後においても引き続いており、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況ではJR利用への回復の兆しも見えてこない。一方で、固定費の割合が高い経営構造のためコストが変わらずに収入減少がそのまま利益減になって、経営体力を奪いつけている。当面の緊急的措置として、政府は経済対策を講じたものの、JR各社には指定公共機関としての事業継続が求められており、十分に活用できたとはいえない。固定資産税をはじめとする税負担軽減措置など、当面の経営困難な状況からJR産業をまもる視点で支援を講じること。

(2) G・O・Tキャンペーンを活用した公共交通利用促進への支援

収束後の需要喚起を図ることを目的として、緊急経済対策において「G・O・Tキャンペーン」が盛り込まれた。今後都道府県を跨る移動往来が一定の制約の中で自由となる中、人の移動が当該政策の後押しで活性化することは公共交通、ひいては地域経済の今後に大きな影響を及ぼす。したがって、G・O・Tキャンペーンの積極展開を図ることは勿論のこと、展開にあたっては、

公共交通の利用促進にも繋がるよう、例えば割引切符や周遊切符などへの補助を行うといった措置を講じること。

なお、著しくバランスを欠く高速道路料金の無料化や引き下げには反対である。

Ⅱ. 交通政策基本法に立脚した総合交通政策の推進

1. 総合交通政策の推進

(1) 交通政策基本計画に基づく各目標の着実な推進

① 実効性ある交通政策の展開及び財政措置

2015年に策定された、交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」では、2020年度を目標年度として、交通に関わる各諸施策の実行を、数値目標をもって進めてきた。2021年度からの目標再設定に向けては、「交通政策基本計画小委員会」を設置するなど、検討を進めているが、新型コロナウイルス感染症の影響により、地方公共交通を中心に深刻な状況が加速している。したがって「交通崩壊」を招かないことはもとより、交通・物流ネットワークを持続可能なものすべく、より実態に沿った実効性ある目標を示すこと。そのうえで、国はその実現にむけてより一層主体的な取り組みを行うとともに、目標の達成の進捗状況に応じて数値目標の再設定を行い、これに必要とされる財政措置を積極的に講ずること。また、この数値目標の達成を通じて交通政策基本法の掲げる基本理念を着実に実現させていくこと。

② 経済・社会政策との連動にむけた省庁間・政策間の積極的調整・連携強化

加率的に進む高齢化・人口減少社会・地方過疎化の中においては、交通政策を単なる「既存の交通機関の維持策」や「交通モードの取捨選択」等といった限定的なものとして捉えるのではなく、とりわけ関係性の深い医療・福祉をはじめ、まちづくりや地域振興、産業・観光政策などの従来の行政部局を超えた各種経済・社会政策との連動（いわゆる「ポリシーミックス」）が必要であり、居住人口の維持・増加や交流人口の増加に向けた総合的な政策誘導が合わせて求められることから、関係省庁間・各種政策間のより積極的な調整・連携強化を図ること。加えて、クロスセクター・ベネフィットの考えに基づき、従来の縦割の予算配分の枠を超えた財源確保に対しても検討を進めること。

(2) 道路偏重の交通政策の解消と総合交通政策の推進

① 各交通モードに対する公平性ある総合交通政策の推進と公共交通への支援拡充

i) これまでの道路偏重の交通政策により、特に地方で高速道路や高規格道路と並行する形で運行されている公共交通網の存続・維持は極めて困難な状況に陥っている。とりわけ、鉄道事業者はあくまで「民間企業」として

事業採算ベースでの経営を強いられる中でも、国民生活の足・公共交通としての使命を果たすべく努力を積み重ねてきた。その一方で、高速道路・高規格道路は多額の公的資金によって建設されたものであるにも拘わらず、国民の生活道路として無料通行区間が増加しており、交通モード間の事業運営環境の不均衡が著しい。高齢者や身体障害者に加え、近年急増するインバウンド等の交通弱者を含めた公共の移動手段の確保、環境問題への対応といった視点からも、早急に道路偏重の交通政策を改め、公共交通全体を俯瞰した、各モードに対する公平性ある総合交通政策の推進と公共交通への支援拡充を図ること。

ii) この間、公共交通に対する「安全安心輸送」に対する社会的責任が再認識される重大事故などが発生してきた。そのたび、対策を強化・再構築されるとともに、さまざまな安全設備の整備が義務化するなど、事業者の負担は増加する一方である。加えて、利用者のニーズが多様化しており、訪日外国人や障がい者への対応など、現場で働く者の負担も増大している。

こうした中、鉄道係員に対する暴力行為の件数は高止まりという状況であり、当該調査に顕れていないお客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象は数多ある。したがって、働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図る必要がある。事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、国としても「公共交通の安全安心な利用」にむけた対策を講じること。

② モーダルシフト推進に逆行する物流施策の見直しと合理的な総合物流政策の推進

高速道路料金制度の「大口多頻度割引」は、距離に関係なく割引率が一定であり、国が指し示すモーダルシフト推進、とりわけ長距離輸送における鉄道貨物ないしは内航海運を活用したモーダルシフト施策とは逆行する道路偏重政策そのものである。2015年に閣議決定された交通政策基本計画には、モーダルシフトの推進として、鉄道貨物輸送について「貨物輸送トンキロベースで2020年度に2012年度比で約120%増とする」旨の方針が掲げられている。そのためにも、モーダルシフトを掲げる鉄道貨物行政を所管する立場として、より合理性をもった総合物流政策を展開すること。また、関係者間の調整等を図ること。

(3) 「持続可能な交通体系」の確立と維持・発展に向けた取り組みの推進

① 「チーム公共交通」「チーム地域共創」の取り組みの促進（協議会等の活用）

i) 2013年以降、交通政策基本法、改正地域公共交通活性化再生法が施行され、地方自治体を中心となった複数の交通モードの連携強化をも含む

「地域公共交通網形成計画」及び「再編実施計画」の策定をはじめ実効的な交通政策の立案・実施が一部の地域で進められるなど、今後さらなる進展が期待される。各地域・エリアにおいて、持続可能な交通体系の構築にむけては、沿線自治体や住民、事業者などの全ての関係者が自らのこととして積極的に協議し、当該地域・エリアの実情に即した形で創り上げられなければならない。とりわけ各自治体が全ての関係者の調整・連携役として、主体的な交通施策を展開することが求められる。国は、そうした考え方に依拠し、地方自治体への積極的な支援を図ること。

- ii) 国及び地方自治体は、地域における法定協議会や地域公共交通会議などの会議体のさらなる活性化・利活用、全ての関係者の積極参画（特に交通運輸産業に従事する労働者の代表の参画）及び利害関係の調整が促進されるよう、法的な枠組みの強化、ルールの整備を図ること。

② 事業者間及び官民のパートナーシップを促進する取り組み

- i) 真に必要とされる持続可能な交通体系の構築にあたっては、公共交通全体が一体的なシステムとして機能することが求められる。特に国土交通省が「日本版MaaS」に対する考えを示したことなど、事業者間のパートナーシップによる新たな取り組みが進められている。MaaSにおいては、乗り継ぎの際の接続や運賃・料金の設定、利用ルールの簡素化などについての調整や、事業者が競合エリアでも連携したり広域連携を強化したりすることで利便性を高め、交流人口を増やすことを目指している。MaaSに限らず、ハード面においても車両をはじめとする器材調達の共有化や乗り継ぎ抵抗の解消などが効果的な取り組みとして挙げられる。加えて、利用者数の少ない地方部においては、人流・物流を一体的に扱う協働事業（客貨混載など）も、限られた経営資源を有効活用する有為な手法といえる。一方、現状として、同業種間あるいは異業種間のいずれにしても、連携の事例は依然として数少なく、事業者同士だけでは連携が進みにくいことから、その仲介役として地方自治体の役割が極めて重要である。地方自治体は、事業者や地域住民を強く巻き込み、利用者のニーズを把握したうえで、事業者間の連携強化に向けた公共によるインセンティブを設定するなど、様々なアイデアを持って事業者間の連携を支援し、リーダーシップを発揮すること。
- ii) 加えて、持続可能な交通体系の構築にあたっては、公共交通を軸としたコンパクトプラスネットワークの推進、交通結節点の整備、公共交通の利用促進策の展開など、まちづくりとの一体的な扱いが求められる。公共交通を持続的に維持しつつ、居住者や訪問者の利便性を高めるための官民の連携・協働を図る工夫が極めて重要かつ不可欠である。ここにおいても地方自治体が当該地域・エリアにおけるすべての関係者間のコーディネータ

一として、リーダーシップを発揮すること。

iii) 国は、有用な知恵・事例の積極的な水平展開、豊富な知識・経験をもった人材の育成・派遣、さらには財政支援措置の拡充等を通じ、その側面支援を図ること。

iv) JR西日本・吉備線のLRT化をはじめ、まちづくりと一体となったJR各路線における取り組みが進められようとしている。これらの事業が円滑に進められるよう、財政措置を含む後方支援を行うこと。

③ 地域に選択された交通体系を、将来に亘り持続させるための措置

i) JRをはじめとする地方鉄道路線は、人口減少や少子高齢化、地方過疎化などに加え、高速道路網のめざましい発達とモータリゼーションの急速な進展により、鉄道特性を発揮することが厳しい状況に置かれている。特に、JR北海道やJR四国における地域を巻き込んだ協議においては、事業者単独で維持することが極めて困難な実情が明らかとなっている。今後は北海道・四国以外のエリアにおいても同様の課題が顕在化することは想像に難くないことから、日本全国共通の課題として捉えるとともに、将来にむけた持続的な交通体系の構築にむけては、特定の交通モード支援に偏らない、現行の予算配分の枠を超えた、柔軟な財源の確保や長期的な支援スキームの整理・構築が必須であり、そのために必要な措置を国や地方自治体を中心となって行うこと。

ii) 鉄道特性を発揮することが極めて困難なエリアにおいて鉄道路線を存続させる場合、鉄道再構築事業が活用されている。しかし、鉄道事業法における事業許可基準に鑑み、事業者の判断にかかわらず、政治的・社会的要請に基づく国策として、事業採算性を有しない鉄道路線の存続を選択する場合には、民間企業の経営責任により維持すべき路線・線区との棲み分けについて明確な整理を図り、必要な措置を行うこと。

(4) 都市間輸送における在来線鉄道の利便性向上（高速化）

都市間輸送のブラッシュアップに向けては、在来線の高速化が鉄道の利便性を向上させる有効な施策である。現在、国において幹線鉄道ネットワークのあり方に関する調査費が措置されているが、引き続き予算措置の拡充を図るとともに、在来線についても具体的な施策を展開へと舵を切ること。

一方、在来線の高速化に係る行政の支援措置の現行スキームでは、財政余力の無い地方自治体ないしは経営体力の脆弱な鉄道事業者にとって、負担が極めて大きく現実との乖離が著しい。現在の整備新幹線における助成スキームを参考にしながら、在来線の高速化事業に対する、現実的で新たな助成方法の検討・構築を行うこと。

(5) 貨物鉄道モーダルシフトのさらなる推進に向けた取り組み

① 貨物鉄道モーダルシフト推進のための諸施策のさらなる推進

- i) 「総合物流施策大綱 2017 年度～2020 年度」及び「総合物流施策推進プログラム」に基づきモーダルシフト推進を図る上での各貨物鉄道関係施策について、より一層の支援及び推進を図ること。具体的にはハイキューブコンテナ走行に際しての輸送制約の解消（低床貨車の技術開発と実用化）、海外コンテナ輸送を視野に入れた港湾部の貨物鉄道施設整備による連携強化、31ft コンテナの導入誘発策拡大、トップリフター導入による 31ft コンテナ対応駅の拡充などについて、国としての財政的支援の拡充を図ること。
- ii) J R 貨物の経営体質強化はもとより、さらなるモーダルシフトの推進を図るため、輸送力増強策として進められている貨物ターミナル駅を拠点とした大型インフラ整備・設備投資に対し、助成制度の拡充及び財務上の負担軽減策を講じること。
- iii) 自然災害発生によって路線が寸断された場合、トラック・船舶輸送といった代替手段や、迂回経路による鉄道貨物輸送も実施されているが、従前の輸送量がまかなえる状況には至らない。トラック運転手の人手不足が社会問題化していることを踏まえ、代替輸送におけるトラック運転手の負担軽減のためにも、鉄道貨物ターミナルと港湾との結節について強化すること。

さらには、災害時の代替輸送を迅速かつ円滑にできるよう、モード間の連携を意識して、結節点の増強・整備するべきである。さらなる総合的な物流ネットワークの構築を国主導で推進すること。

② 社会的要請に基づく貨物鉄道物流網の維持に対する公的アプローチ

J R 貨物は、限られた経営資源により全国一元経営を継続するためには、より一層主体的に業務担当範囲を見直し、収益力の強化に向けて限られた資源の集中的投入を図るべきである。その一方で、社会的要請に基づき維持すべき領域となる、すなわち私企業としての J R 貨物の経営体力に見合わぬ貨物鉄道物流網の維持については、公共としての視点に立った公的アプローチ・支援策を講じること。

2. 自然災害への対応をはじめとした鉄道の安全をまもる対策の強化

(1) 激甚災害時における鉄道の早期復旧に向けた取り組み

① 鉄道軌道整備法の適用要件・対象の緩和と補助率の嵩上げ（助成拡大）

- i) 大前提として、改正鉄道軌道整備法の成立時の附帯決議にあるように、適用にあたっては利用者の利便性の向上とともに、鉄道事業者の経営判断の主体性に十分配慮すること。また、総合的な交通体系の観点から、長期的な鉄道路線の維持、あるいは持続可能な交通体系の構築にむけて、各関係者が建設的な協議を行えるよう環境整備に努めること。
- ii) 鉄道事業者の経営状況等を勘案し、災害復旧補助制度の適用要件を緩和するとともに、補助率の嵩上げを図ること。さらには、機能強化等、現行制度の適用対象を超える整備に対しても助成対象とし、税制支援など整備後の負担軽減措置を講じること。
- iii) 黒字会社を対象とした新制度については、当該路線の年間収入を超える復旧費用を要することなどが要件となっているが、年間収入の算出方法（会社全体の鉄道運輸収入を按分）において、当該路線を運行しない列車の運賃や料金が上乘せされることから実態と乖離する状況を生んでいる。また、被災線区とかけ離れた線区も含めた路線全体での長期的な収支計画を策定することは、関係者をむやみに増やすことになり、調整にも困難を要する。本来、早期復旧支援の観点から補助するものであり、被災線区の実態に沿った適正な制度設計と交通政策基本法の理念に則った適切な運用のもと、復旧後の真に地域にとって必要とされる持続可能な交通体系の構築にむけて活用される制度とすること。

② 鉄道災害に対する沿線自治体との連携強化

自然災害による鉄道被災は、鉄道用地外からの土砂・倒木流入や河岸崩壊などによって被害が拡大する事例が多く、こうした複合災害により発生した鉄道被災に際しては、復旧を事業者任せにすることなく、治山・治水事業とあわせた一体的・包括的な対応を、国及び地方自治体が責任を持って進めること。特に、鉄道用地外において、再度同様の被害が生じないために必要な法面補強といった砂防工事等については、たとえ民有地であっても国もしくは地方自治体が整備・保有・管理すること。

また、地方自治体は鉄道の早期復旧にむけてより密接に事業者や地権者とといった関係主体との連携を積極的に図るとともに、国はそうした地方自治体の取り組みに対して、財政面をはじめとする様々な側面支援を図ること。さらには、復旧後の地域の一層の復興にむけても地方自治体と連携し、利用促進をはじめとする取り組みを推進すること。

③ 土地の一時使用等による復旧工事の推進

鉄道被災からの早期復旧にむけて、道路や河川との連携を図り、一体的な工事等を行うことを引き続き推進すること。加えて、工事の円滑化を図るべく、地方自治体と連携しサポートするとともに、道路法や電気事業法に倣った非常災害時における土地の一時使用等、復旧作業のための緊急対策が可能となる法整備を含む、早期復旧に対して実効性ある対策を講じること。

(2) 防災対策の強化

① 鉄道防災に対する支援強化

鉄道における防災対策、耐震補強対策の強化については、この間、事業者負担を原則としつつも、首都直下地震等に備えるべくターミナル駅や高架橋での耐震事業、本州四国連絡橋（本四備讃線）耐震補強への補助、青函トンネルにおける機能保全等への公的支援が行われてきているが、さらなる財政的支援の拡大を図ること。特に、鉄道防災事業費補助制度については、現行の補助対象や補助割合の拡充を求める。さらには、熊本地震での九州新幹線の脱線事象等に鑑みた脱線対策等については、整備新幹線の建設時期によって整備状況に差異がある現状を踏まえ、国が主体的に支援すること。

② 貨物鉄道路線の強靱化

鉄道貨物輸送はトラック運転手の人手不足が社会問題化する中で重要性を高めている一方で、旅客会社の路線で運行することから、その路線の防災対策は当該旅客会社に委ねられる。しかし、鉄道貨物輸送網が寸断されれば、日本全体の経済・社会に多大な影響を及ぼすこととなることに鑑みれば、貨物鉄道の大動脈である東海道本線・山陽本線、陰陽連絡ルートをはじめとする重要路線については防災対策を強化すべきである。災害に強い鉄道設備に整備し、日本の物流網を強靱化するための支援を実施すること。

③ 国・地方自治体による治山・治水対策の拡充・強化

自然災害に限らず、手入れの行き届いていない山林などからの土砂・流木・倒木などによる輸送障害は後を絶たない。また、今年度も九州をはじめとする各地で豪雨災害が相次ぎ、河川氾濫等による浸水被害も深刻な状況となった。結果として、治山・治水が十分でない場合、鉄道路線にも被害が及び、壊滅的な状況を招くこともある。

一方、鉄道路線に支障する、沿線からの樹木・枝などを伐採する必要がある場合、土地所有者に許可を取る必要がある。所有者が簡単に特定でき、かつ理解がある場合においては、事前に処置するなどの対応が取れるものの、所有者が不明、あるいは遠方に居住するなど、特定・コンタクトを取るだけでも困難なケースもある。そのため、国・地方自治体による治山・治水対策を拡充・強化し、所有者不明の土地等の取り扱いに関する対応の整理と迅速化、電気事業法に倣った法整備、林野庁をはじめ関係省庁と連携した管理・

整備事業への着手・促進をはじめ、早急に山間線区や河川橋りょう部、洪水浸水の危険度の高い線区の安全性向上を図るための積極的な取り組みを実施すること。

④ 3か年緊急対策にかかる事業のさらなる推進

現在、一昨年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づいて、鉄道関係では、斜面の法面防護工や河川橋りょうの洗掘防止工、駅・高架橋等の耐震補強などの防災対策に加え、新幹線駅・車内への通信環境整備が行われている。

しかしながら、上述のとおり、防災・減災対策については、この間も緊急度合いを勘案しながら推進しているものの、遅々として進まない状況にある。3か年緊急対策を含め、施工能力に限りがある一方、まだまだ対策すべき箇所が多くあることなど、十分な対策とは言いがたいことから、今後も事業者と調整を図りながら、JR各社をも含めた同様の予算措置を継続すること。

(3) 利用者の安全確保への対応

① 「タイムライン防災」に基づく社会的な行動意識醸成

台風や集中豪雨といった一定の予測が可能なものについては、鉄道事業者が早期に運転休止計画を決定・公表するなど、利用者への影響を低減するよう心がけている。政府においても不要不急の外出を控えるよう呼びかけ、一部の店舗の臨時休業など理解が浸透しつつあるものの、そういった「タイムライン防災」に基づく時間軸を意識した行動を地域全体で共有できるようなさらなる取り組みを展開し、社会的な行動意識の醸成を通じた自然災害発生時の混乱の未然防止を推進すること。

② 帰宅困難者に対する地域全体の連携強化

大地震など、予期せぬ自然災害によって、帰宅困難となった市民に対して、一時避難できる場所の確保が困難なケースがある。鉄道駅で運転休止となった場合でも駅舎などの許容量の問題などから、さまざまなトラブルが発生している。一部の鉄道事業者では沿線自治体と協定等を締結するなど、対策を講じているものの、緊急時の対応としては不十分といわざるを得ない。訪日外国人も含めた、避難場所の確保、適切な誘導・案内のための国・地方自治体との連携強化を推進すること。

③ 社会的要請に基づく自然災害発生後の代替交通の確保

これまで、鉄道路線の長期間の運転休止が見込まれる状況下においては、鉄道事業者によるバス代行輸送が実施されている。しかしながら、バス代行においてはバス車両・運転士の確保やその経費だけでなく、社員等を案内要員として派遣するなど、鉄道事業者の体力のみで実施することの負担感は非常に厳しいものである。地域住民の交通の確保は重要な使命である一方で、

大規模になればなるほど、その負担は増大するばかりである。

現状として、特段の定めのない中で実施していることから、一定の方針・ルールの明確化のうえで、国・地方自治体が連携・協働されたい。

(4) 獣害被害への対応

① 被害実態把握と生態系に合わせた実効性ある対策

2014年の通常国会で成立した「鳥獣保護法」の改正により、野生生物の生息数を適正規模に減少させる「管理」を図り、鳥獣の捕獲を専門に行う事業者の認定制度を設けるなどの方策が盛り込まれた。同法改正に基づき、指定管理鳥獣捕獲等事業の創設等によって地方自治体における獣害被害対応の充実・強化が図られることとなった。一方で、農林水産業や住宅等の生活環境に対する被害のみならず、公共交通における被害の頻度・負担も大きい。鹿や猪などの獣類と列車との衝突が頻発し列車の大幅な遅延を引き起すなど、輸送サービスに支障を来しており、傾向としては、件数が減少するどころか増加の一途を辿っている。特に、鹿に関しては、ある事業者では30年間で100倍以上増加したという状況もある。

鉄道事業者においては、独自に大学や関係企業等の専門家・研究者と連携し、鹿の習性に着目した研究と対策を行っている。内容としては「囲いわな」等による捕獲対策、動物の軌道内への侵入と衝撃を防止するための各種ツールの開発と設置（柵や鉄ブロック、音、匂い）から、衝突時の被害・影響の緩和策など多岐にわたる試行錯誤が行われてきているが、抜本的な解決には繋がっていないのが現状であり、事業者は相応の労苦と費用を要している。加えて、一部の山間地域においては、熊までもが出没するようになっており、鉄道係員の命すら脅かされている。また、列車と衝突した後の死骸の処理に対応する際には感染症のリスクも負っている。

これらは生態系の乱れから来る増殖などが原因と目されている点を考慮し、公共交通に対する獣害被害への対応についても、交通事業者任せのみとするのではなく、地方自治体が事業者との連携を強化し、被害実態把握と生態系に合わせた実効性ある対策の検討・実施を行うための環境整備を行うこと。

② 鳥獣被害対策推進会議への国土交通省の参画

地方からは、農作物被害と交通への被害それぞれに対する予算面を含めた対応について省庁縦割りの弊害が指摘されている。農作物被害の影響度が極めて高いことは理解するものの、獣害被害が広く鉄道事業に及び、国民の公共の移動・輸送手段を脅かしているという実態を踏まえ、現行8省庁で構成されている鳥獣被害対策推進会議へ国土交通省が参画するとともに、関係省庁間における連携を一層強化し、鉄道事業者が行っている様々な取り組

みを財政面からも柔軟に支援するための予算確保・交付を図ること。さらには、有効な対策の積極的な水平展開や協力・連携の強化を推進すること。

(5) 感染症に対する対策強化

① 公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止

新型インフルエンザや新型コロナウイルスといった感染症は、経済・社会に大きな影響を及ぼすこととなり、とりわけ不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と、公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。各事業者においても対策を講じているが、この対策が適時・適切に行われるよう、ワクチンやマスク、消毒液などが優先的に供給されるような体制構築等の対策を講じること。

② 鉄道の安定的運行の確保と安心利用の推進

鉄道については、指定公共機関として新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合でも運行する責務を負っている。したがって、感染リスクを背負いながらも運行を継続するためのBCPの策定をはじめとする事業者の取り組みに対する指導を徹底するとともに、有事の際は細やかな状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安全で安定的な運行を確保すること。また、利用者の不安を軽減するための安心利用についても、国が主体的に自治体や事業者と連携し取り組むこと。

3. 鉄道インフラ基盤の強化

(1) 鉄道設備の維持更新への対応

① 社会資本としての鉄道のあり方

社会資本の適正な維持・更新は、安全・安心社会の実現を図る上で極めて重要である。鉄道についても国の根幹を支える重要な社会資本である。これまで鉄道施設の維持、管理は、原則として施設保有者である事業者の責任で対応してきたが、道路や河川、港湾などの他社会資本の取り扱いを参考にし、かつ鉄道事業者の経営体力等を加味しつつ、政府における支援のあり方を検討すること。

② 在来線における鉄道施設老朽化に伴う大規模改修への支援

i) トンネルや鉄橋をはじめとした多くの鉄道構造物は老朽化が著しく、大規模改修が必要である。とりわけ、近年の自然災害による河川橋りょうの被害は100年を超える設備が目立っている。しかし、大規模改修に伴う設備投資は安全投資の根幹をなすものであるが、事業者にとっては相当の経営負担を伴うことから、大規模修繕にかかる税制面を含めた支援を図ること。

ii) 新幹線については、全国新幹線鉄道整備法に基づく新幹線鉄道大規模改修引当金積立制度が活用されているが、税制特例については2016年度税制改正において廃止された。一方、より老朽化が進む在来線を含め、こうしたスキームを参考とした鉄道構造物の大規模改修への支援を検討・実施すること。

iii) 加えて、JRをはじめとする鉄道事業者が、将来に亘って公共交通機関としての使命を果たし続けていくためにも、鉄道施設総合安全対策事業費補助による鉄道構造物の維持・更新費用に対する直接的な補助・支援スキームの拡充、予算増額を図ること。

③ 踏切設備に対する公的支援の実施

i) 在来線の踏切設備については、最も事故リスクが高く、地方線区においても高い安全精度が求められることから、より上位種への転換のみならず、維持・メンテナンスに対する公的助成スキームを創設すること。

ii) 改正踏切道改良促進法の支援対象外となっている踏切についても、設備改良や安全対策に対する公共的な財政支援の創設を図ること。また、踏切以外で不法に横断する箇所(いわゆる作馬道)について、事業者と連携したPR活動等の展開とともに、安全確保(封鎖や代替ルートの構築等)にむけて地域住民との協議を行うに際しては、国及び地方自治体は、事業者との連携強化やソフト・ハード全般に亘る支援の強化を図ること。

4. その他、JR北海道・JR四国・JR貨物（地域の人流・物流ネットワーク）を長期的に支える仕組みの構築

(1) JR北海道・JR四国・JR貨物の経営自立にむけた支援実施

1987年にJR7社が発足し本年4月で33年を迎える。国鉄改革の目的は各社が自主性を持った経営を通じて鉄道の再生、発展を図ることだが、経営基盤の脆弱なJR北海道、JR四国、JR貨物（JR二島・貨物会社）はさまざまな支援を受けており、今も経営自立の見通しが立っていない。

こうした先行き不透明な状況を反映してか、JR二島・貨物会社では若手や中堅の離職者が年々増加するなど人材確保が厳しくなっている。この最大の原因は、会社が社員にとって将来の希望が持てない、つまり、職業人生を安心して託せない魅力の低い評価になってしまっていることにあると考える。人材の基盤が劣化する状態を放置すれば、鉄道の安全運行そのものが不可能になることも想定される。2021年度以降も引き続き経営自立にむけた支援を求めるが、現行の各種支援策を延長するだけでは持続性がないどころか、根本的な解決には至らない。

現実的対応として当面の経営支援を継続させるとしても、経営自立の将来像を明確にし、そこにつながる今後10年間の道筋をバックキャスト的に描くべきであり、働く者に希望と安心を与えるためにも、将来像とプロセスを明らかにすることが重要である。鉄道事業を核に、地域や物流を支える社会的使命を果たすためにも、地域における持続可能な交通体系とJRの経営自立と両立できる透明性ある支援のしくみを、中長期的視座に立って講じること。

(2) 青函トンネル施設・設備の維持管理に関する支援

2016年に北海道新幹線が新函館北斗まで開業し、ますます青函トンネルの重要性が高まっているが、一方で漏水等による設備の劣化が随所に見られる。現在、設備改修や機能向上に対しては公的補助の対象であるが、今後のかかる費用や投資をJR北海道が継続して捻出するには過大であることを踏まえ、公的支援の一層の拡充等を図ること。

(3) 本四架橋（瀬戸大橋）施設・設備の維持管理等に関する支援

瀬戸大橋は高速道路機構の保有する施設・設備であるが、今後設備の取替をする度にJR四国の資産に算入されることとなる。そもそも同橋については、鉄道部分だけで考えても、JR四国の資産規模に比して極めて過大なものであり、将来に亘って維持・管理していくことは到底困難なものであると考えられる。過去の耐震補強時のスキームも踏まえつつ、青函トンネルでの

機能保全に資する設備改修、機能向上に対する国費補助を準じた水準の支援措置を新設すること。また、四国新幹線の将来的な整備計画への引き上げを見据えて、鉄道運輸機構が保有することについても関係者間で協議を進めること。

(4) JR貨物の経営を支える基本的スキームの維持・拡大とモーダルシフト促進のための支援

現行、JR貨物がJR旅客会社に支払う線路使用料（「アボイダブル・コストルール」に基づく使用料）については、協定に基づき引き続き維持を図ること。

また、各JR旅客会社は資本費等をはじめとして、重量を有する貨物鉄道の走行に比して相当の経費負担を強いられている。並行在来線では「貨物調整金制度」が設定されているが、JR旅客会社に対しても同制度に準じた取り扱いを検討すること。

加えて、JR各旅客会社との輸送ダイヤの調整、異常時における運行対応等については、適切な連携を図る必要があるが、信号新設によって逆線走行など柔軟な対応が可能となる場合もある。旅客会社に対するモーダルシフト促進に資する設備投資支援を講じること。

5. 高齢化・グローバル化への対応と様々なニーズ・社会的要請への対応

(1) 交通バリアフリー化及びホームドア整備に関する課題への対応

① バリアフリー化の早期実現と利用者目線にたったさらなる整備促進策の拡充

i) 2011 年度からの目標として設定された1日の利用者数3千人以上の駅に対するバリアフリー化目標の早期達成に向けて国が主導的な役割を果たすこと。また、バリアフリー化に際しては地域によって温度差がみられることから、国民全体のモビリティを公平に確保するためにも国の指導等を徹底すること。さらに、上記基準に満たない駅についても高齢者や身体障害者の利用状況等を鑑み、市町村の積極的な対応を求める。

ii) なお、大規模な駅構内に限らず、駅の構造によっては水平移動距離が長く、バリアフリー設備の設置箇所や数によっては極めて不自由な状況も存することから、このようなケースにおいてもさらなるバリアフリー化の推進が必要である。ついては、利用者の目線にたった設備改良の実現を促進するための補助金制度の予算の拡大を講じること。

iii) 車椅子利用者については、乗降時に鉄道係員が介助を行っているが、一般、単独乗降についての段差や隙間等に関する目安や整備の方向性が示されたところ。ついては、整備を図る事業者に対しては安全の確保を大前提としたうえでの整備を図るため、適正な指導とともに財政措置を講じること。

② バリアフリー設備の維持・メンテナンスに対する公的支援の創設

エレベーターやエスカレーターについては高額な保守費用がかかり事業者の負担が重くなっていることから、維持・メンテナンス経費を対象とした補助制度を新設すること。さらに、建設費や保守費の低減への技術開発や保守基準の見直しなども検討すること。

③ ホームドアの設置に係る支援の拡充、維持・メンテナンスに対する支援の創設

ホームドア整備（設置）については、2016年に続けて発生した視覚障がい者のホーム転落事故を契機に、設置に対する社会的機運・要請が強まっており、国土交通省は1日利用客10万人以上の駅においては原則2020年までに整備する旨の方針を決定した。さらに、2021年以降の整備についても目標更新に向けて議論が進められているが、事業者に過度の負担とならぬよう、国や地方自治体がより積極的な助成を行い、官民パートナーシップのもと推進すること。

④ 交通弱者の介助等のソフト面における対応方の整備

国は、ハードに係るバリアフリー化については一定の基準を設けてはいる

ものの、高齢者や身体障がい者をはじめとする交通弱者の介助等のソフト面の取扱いについては、多くを事業者に委ねているのが現状である。一方で、2016年に連続して発生した視覚障がい者のホーム転落事故を受け、国土交通省はソフト面の安全対策として、駅係員による声かけや構内誘導・乗車介助などを指導した。また、事業者間で差異があるものの、バリアフリー対策を実施済みの駅においても駅係員が安全上の観点から車いす旅客の介助のために付き添い、列車への乗降補助を行っている事業者が存する。こうした事業者においては、現場係員が限られた人員・体制で突発的な対応を数多く迫られるなど、業務上の負担が年々増加傾向にあり、必要な人員配置が追いついていないという実態もあり、限界に達しているといえる。移動制約者自身が自らの力で移動できる環境を創出することこそが、バリアフリー法の趣旨であり、現実的な介助の方法・基準を明確にすることが法の適切な運用に繋がる。現行の国内需要の高まりに加え、東京オリンピック・パラリンピックでは、相当数の車いす旅客をはじめとする移動制約者の来日も想定されることから、ハード面における公共交通の利便性向上はもちろん、ソフト面における対応方の整備が必須である。国・地方自治体やボランティア団体等の民間活力を活用した、「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」の構築について、事業者との連携を深め、ソフト面からの強化を図ること。

また、国は事業者との連携を強化し、利用者に対して、事業者側（働く者）の立場にも立った「利用ルールの理解と遵守」を求める取り組みを図ること。さらには、主導的に事業者との対話を重ねたうえで、車いす旅客をはじめとする移動制約者に対する介助のあり方など、ソフト面の対応に関する現実的なルール整備・基準の明確化を行うこと。

(2) 訪日外国人旅行者（インバウンド）への対応と地方創生

① 観光立国にむけたインバウンド対応

i) 国を挙げて観光立国を目指す日本は、2021年の東京オリンピック・パラリンピックなども見据えつつ、近年急増するインバウンドへの対応を強化してきている。2019年からは国際観光旅客税を導入し、訪日外国人の受入環境整備に対する新たな財源を活用しつつ、各種施設・案内設備における外国語表示やピクトグラム化、駅ナンバリング表示、案内ツールとしてのタブレット配備、トイレの洋式化、車内の大型荷物スペース整備などの取り組みが推進されている。しかし、事業者の経営体力の強弱も影響し、進捗や内容に差異が生じているのが現状である。

このような観点から、国がインバウンド対応施策を一層主導し、増加の一途をたどる事業者の財政負担の軽減をはじめ、事業者による対応へ

の積極支援を行うこと。また、公共交通利用時のみならず、特大サイズの荷物がさまざまな問題を生じさせている現状を踏まえ、配送サービスの充実なども関係者間で進めること。なお、支援にあたっては、各事業者との対話を重視し、実態を踏まえた現実的な対応を行うこと。

- ii) さらに、国の指針によって、駅や車内の放送などにより、日、英、中、韓の4カ国語で遅延や運休、運転再開の状況や払い戻し方法を案内するよう、訪日外国人の主な交通手段となっている新幹線の情報発信を強化し、非常時の混乱を防ぐこととともに、夜間や休日に障害が起きても対応できるよう外国語対応要員や携帯型翻訳機の確保が求められていることについて、対応が求められている。特に、自然災害発生時の適切な情報提供は観光立国を目指すわが国の非常に大きな課題となっている。訪日外国人の多様な言語に対応できる情報提供ツールを国全体あるいは地域全体で共有できる仕組み作りを求める。

② 地方創生の観点からの支援強化

政府におけるアクションプログラムにおいては、鉄道フリーパスの新設を含む鉄道の利便性向上を促進することとしており、「国際観光旅客税」を財源とした各種設備整備なども進められている。さらに昨今、各社では観光列車を造成するなど、観光の目的とした鉄道の存在感も増している。

今後、地方創生にむけて観光促進を通じた地域振興も重要な施策となることから、JRを含む地方路線を抱える鉄道事業者を念頭においた地域振興に資する取り組みに対する予算措置等を講じること。

(3) 生産年齢人口減少と第4次産業革命への対応

① 生産年齢人口減少を見据えた取り組みの推進

- i) 今後の日本においては生産年齢人口が減少し、JR産業を支える業務のあり方を見直す時期はすでに到来している。特に、JR各社においては、要員確保が困難な状況が生まれつつあり、人材確保にさまざまな取り組みを進めているが、必要な要員を確保することは労働者の安全を守り、鉄道輸送の安全を守るということに繋がるといった考えから、産業全体として、国としても人材を確保するための取り組みを進めること。
- ii) 一方、こうした状況を改善するため、新技術を活用した取り組みは重要性を増している。この間、JR各社においては、改札業務の機械化、ICカードシステムの拡大、アシストマルス・みどりの券売機・インターネット販売といった販売業務の多様化など、さまざまなICT等の技術を活用した効率化施策を導入し、最近では、遠隔での旅客案内を通じた駅の無人化なども図られているところ。また、設備関係ではセンサー技術の活用により、CBM（状態基準保全）でのメンテナンスの導入が進んでおり、さ

らには、鉄道車両の自動運転技術の実証実験も取り組みや、貨物ターミナル駅での自動化にむけた検討も進められている。

政府においては規制改革推進会議において、インフラの安全性確保にむけたイノベーションとして、従来の目視検査・打音検査による点検検査方法を新技術で代替するなど、制度のあり方について横断的な見直しが検討されている。

したがって、生産年齢人口の減少局面における鉄道係員の深刻な人手不足の現状を踏まえ、このような生産性向上に資する設備投資等に対する予算措置を講じること。加えて、深夜作業の時間確保のため、始終電時間のあり方についても議論検討を進めること。

② 鉄道技術の水平展開支援

日本の鉄道産業のさらなる発展にむけて、鉄道事業者の「安全性の向上に資するインフラ基盤強化」や「輸送システム、鉄道車両などの技術向上」などに係る取り組みから得られた知見・技術の水平展開を図るべく、事業者間での技術や情報の共有化、さらには人材交流の促進など技術協力を行っていくことが求められる。国や地方自治体は、これを支援、促進するための調整や助成を含む積極的な支援を行うこと。

③ 第4次産業革命にむけた取り組み

鉄道産業については、AI・IoTといった技術革新によって、業務が機械等に置き換えられることも想定される。自動車産業においては、自動運転の実用化にむけて、社会実験等、国を挙げて取り組んでおり、鉄道産業に対しても、第4次産業革命にむけた支援を講じること。

Ⅲ. 整備新幹線に関わる諸課題への対応

1. 整備新幹線計画の推進に伴う諸課題への対応（並行在来線等）

(1) 整備新幹線整備に関する基本的枠組みに基づく財源の確保

整備新幹線については、この間、受益の範囲内で定められた貸付料および国・地方自治体の費用負担により整備されてきたところ。既設新幹線を含め、こうした前提条件において整備が進められ、沿線地域における交流人口増加、観光需要促進、地域活性化が図られて、開業後の営業指標では概ね好調を継続している。しかし、その成功の背景には、当該地方自治体をはじめ地域住民などすべての関係者の尽力とともに、営業主であるJR各社のさまざまな経営努力があったからであると言える。現在建設中の各新幹線について、算定時からの変動要素に伴う建設費の増嵩があったにせよ、これまでの前提条件を引き続き堅持したうえで、早期開業に向けた財源確保に努めること。

(2) 貨物調整金制度による支援の現行レベル維持・適用拡充に必要な財源の確保

新幹線開業後の並行在来線の維持・安定経営は、生活路線の確保のためにも、さらには鉄道貨物ルート確保という観点からも極めて重要な課題である。経営分離後の安定経営に向けては、運行面や要員派遣等でJRが当面の間、全面的に協力すべきであるが、加えて国、地方による支援措置が強く求められる。特に「貨物調整金制度」については、並行在来線にとっての重要な財源であるとともに、JR貨物による貨物鉄道輸送を継続しモーダルシフトを推進していくための前提条件でもあることから、引き続き同制度による支援の現行レベルの維持、及び適用拡充を図ること。また、そのために必要となる「将来に亘る財源確保」を図ること。

(3) 計画の推進に伴い発生する事業者の経営負担等に対する国の支援

国策である整備新幹線計画の推進によって発生する事業者の各種不利益・経営負担の増加については、当該事業者のみでは解決が困難であるばかりか、当該事業者を利用するステークホルダーにも極めて大きな影響を及ぼすものであることから、国が責任をもって必要な設備投資や負担軽減策をはじめとする補填措置を行うこと。

また、開業時期の前倒しについては、新幹線開業による経済効果等を高める観点から有効である一方、人手不足が社会問題化する状況下、過度な工期短縮は安全確実な工事施工にも影響が懸念され、関係者間での調整等が不十分なまま進められることも生じうる。そして、営業主であるJR

にとっても万全な状態で開業を迎えなければならない。とりわけ新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も懸念される。したがって、適正な工事期間を確保することについても十分留意すること。

一方、開業時期を前倒しする場合や新型コロナウイルス感染症等の不測の事態が生じた場合は工事費にも影響が及ぶものの、工期ばかりが着目され費用面はなおざりにされており、事後になってから見直すケースがあることから、適切な時期での再見積もりと財源確保を行うこと。

2. 北海道新幹線及び青函共用走行区間の取り扱い

(1) 青函共用走行区間の安全確保、貨物鉄道輸送の多頻度かつ定時輸送の担保

青函共用走行区間については、高速鉄道と貨物鉄道がすれ違う初の事例であり取り扱いに際しては、何よりも安全を最優先されなければならない。また、青函トンネルは、現行、旅客輸送はもとより、貨物鉄道においても北海道～本州間における極めて重要な物流ルートを形成している。したがって、開業後も同新幹線の利便性を確保しつつも、引き続き鉄道貨物輸送の多頻度かつ定時輸送が担保されなければならない。現在、同区間の速度向上の実施等が推進されているが、安全性の確保はもとより、貨物鉄道輸送への影響等を十分配慮した上で対応すること。また、安全確保の検証やかかる設備投資等については、行政が責任を持って行うこと。

(2) 北海道新幹線の札幌開業を見据えた人流・物流のさらなる維持・発展

青函共用走行区間の取り扱いについて、安全性確保や物流動脈の維持及び利便性向上等に係る各種技術開発は、札幌延伸計画などを視野に入れた中長期的な展望のもと行われるべきものである。また、整備新幹線計画の推進は、関係事業者の将来的な経営負担や地域・国の発展等への影響をも踏まえ、総合的な検討がなされるべきである。さらには、新幹線の持つ高速性といった特性と、物流網としての有用性を最大化するため、現状としての各モードとのシェアなども十分考慮されるべきである。

このような観点を踏まえたうえで、北海道新幹線の高速走行性能を最大限に発揮するための設備投資を促進しつつ、貨物鉄道の大動脈たる札幌～東京間の輸送網を強化していかなければならない。よってこれらに対する財政的支援を行うこと。その上で、より現実的かつ将来の人流・物流ネットワーク構築に寄与するあらゆる方策（貨物の新幹線輸送・貨客混載・他モードとの連携を含む）の本格的な検討と実現に向けた準備とともに、必要な財源確保を図ること。

3. 九州新幹線のフル規格による早期開業にむけた取り組み

九州新幹線については、武雄温泉～長崎間のフル規格による開業が 2022 年度に予定されており、それ以降は対面乗り換え方式による運行となる。しかしながら、利便性等を踏まえれば早急に改善すべきであり、新鳥栖～武雄温泉間を含めフル規格による整備にむけて関係者間の調整を 1 日でも早く進め、適正な工事期間を確保のうえ、早期開業にむけた必要な措置、財源確保を図ること。

4. 北陸新幹線（敦賀以西）の早期開業にむけた財源確保等への取り組み

北陸新幹線の敦賀以西については、現時点では同ルート整備に対する財源が確保されておらず、着工・開業時期も不透明な状況である。新幹線は早期に開業してその効果を発揮することが求められることから、今後は、財源の確保、及び並行在来線の経営をはじめとする各種課題についての整理を図り、早期着工への道筋をつけること。

5. 四国エリアへの新幹線導入に向けた取り組み

四国地方は、新幹線導入に係る計画（四国新幹線、四国横断新幹線）が基本計画に留まっている日本で唯一のエリアであり、四国の公共交通の利便性は相対的に低下し、少子高齢化の進展も相俟って、鉄道特性を発揮しがたい状況となっている。四国地方の発展を図るためには、圏域内における高速交通体系の総合的な整備とともに、他圏域や大都市圏とを結ぶ交通ネットワークの拡充が不可欠である。新幹線は先例が示すとおり、経済発展や地域活性化の強力なエンジンとなる重要な社会インフラであり、併せて災害に強い地域づくり、国土軸の多様性確保、地域創生といった観点からも必要不可欠である。特に、地域の経済界を中心に誘致に向けた取り組みが活発化しており、2017 年 7 月に発足した「四国新幹線整備促進期成会」は「2037 年での一部開業」を目標に掲げ、「四国における鉄道ネットワークのあり方に関する懇談会Ⅱ」では「新幹線を骨格とした公共交通ネットワークの構築」を目指すべき将来像に位置づけるなど、機運が高まっている。

政府は基本計画路線を含む幹線鉄道ネットワークのあり方を検討するため、単線による新幹線整備について調査費が計上しており、単線方式も含め、四国における新幹線の基本計画の整備新幹線計画への格上げに向けた、国の調査の早期再開（予算措置）を行うこと。また、単線の場合には新たな運行形態であることを踏まえ、海外インフラ輸出を見据えた実証例としての従来の財源によらない形での早期整備についても検討すること。

◆2021 年度税制関係要望事項

I 新型コロナウイルス感染症による影響に鑑みた鉄道事業用固定資産に係る固定資産税の減免措置の創設要望（固定資産税：地方税）

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、JRの利用者は壊滅的なほど減少した一方で、指定公共機関として緊急事態宣言下においても事業継続してきた。鉄道事業は、駅や線路などの設備を自ら保有して事業を運営しており、他の公共交通に比べて多額の固定資産税、都市計画税を支払っている。固定費として重くのしかかる税負担については、負担軽減を図るため企業規模によらず減免措置を講じること。

II 鉄軌道用車両等の動力源に供する軽油の免税措置の継続適用要望（軽油引取税：地方税）

軽油は、輸送量が少なく採算の確保が困難な地方の非電化鉄道路線で運行されている旅客用の鉄軌道用車両や、依然として厳しい経営環境下で運行されている貨物鉄道車両の動力源として使用されている。こうした鉄道路線における旅客鉄道の運行サービスの維持、貨物鉄道モーダルシフトの推進、経営の下支えのためにも、鉄軌道用車両等（JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む）の動力源に供する軽油の免税措置の延長を図ること。

III 低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の特例措置の継続適用要望（固定資産税：地方税）

地球環境問題の深刻化に伴い、省エネルギー・環境負荷低減への要請が高まる中、環境に優しい鉄道の果たすべき役割はますます大きくなっており、引き続き旅客鉄道輸送の低炭素化を進めるとともに、利用促進を図ることが重要である。さらに、鉄道事業全体の消費電力の大部分を占める運転用電力の効率化は、今般の電力不足に伴う節電対策にも極めて有効な対策である。一方で、車両への投資は鉄軌道事業者にとって大きな負担となることから、鉄軌道事業者が低炭素型車両の着実な導入を促進していくためにも、固定資産税に係る特例措置（JRは課税標準5年間2/3）の適用期限延長を行うこと。

IV 駅のバリアフリー化改良工事により取得した鉄道施設に係る固定資産税の特例措置の継続適用要望（固定資産税：地方税）

高齢者や身体障がい者、妊婦や子供などをはじめとする交通弱者が社会生

活を営むうえで、そのモビリティを確保することは、交通弱者の社会参加の機会増大のためにも重要な課題である。こうした交通弱者が、身体的にも精神的にも負担がかかることなく、公共交通を利用して安全かつ円滑な移動を行えるようにするためにも、駅をはじめとする公共的な施設においてバリアフリー化や、ホームドアシステムなどの安全対策を一層推進することが求められる。新たな目標設定を踏まえつつ、鉄道事業者等が取得する一定のバリアフリー施設（エレベーター、ホームドアシステム）に係る固定資産税等の特例措置（課税標準5年間2/3）の適用期限延長及び拡充を行うこと。

V 貨物鉄道モーダルシフトを促進する税制支援措置の拡充・創設要望（固定資産税等：地方税）

物流業界において、さらなる「輸送フローの効率化」及び「モーダルシフトの一層の促進」による物流の効率化が求められる中、JR貨物は経営体質を強化し、更さらなるモーダルシフトの推進を図るための輸送力増強策として、「東京貨物ターミナル駅」の大規模物流施設開発を進めている。当該施設のように、「陸・海・空」の主要な結節点を強化することは、モーダルシフトを推進するにあたって極めて効果大きい。したがって、こうした最新のマルチテナント型施設・設備等の新設に対しても、現行の総合物流効率化法（改正法）による税制特例措置の対象拡充または特例の新設によって、固定資産税の減免措置を行うなど、税制面からの支援措置を強化すること。

VI 鉄道構造物の老朽化対策に対する財政上の支援にあわせた税制支援措置の創設要望

JR及び民鉄含めて在来線の鉄道構造物は老朽化が著しく、今後速やかな老朽化対策が講じられなければならないが、対象物が相当数に及び、相応のキャッシュアウトが想定される。安全・安心の輸送ネットワーク維持のためにも、老朽化対策を講じた鉄道構造物に対する税制支援措置を創設すること。

VII 鉄道用車両に対する固定資産税非課税措置の創設要望（固定資産税：地方税）

移動体単体の省エネ化促進、交通システムとしてモーダルシフトの推進や公共交通の利用促進の見地から、船舶、航空機、鉄道車両といった移動性償却資産については非課税扱いとすること。

VIII 新幹線の脱線防止設備に対する特例措置の創設要望（固定資産税：地方税）

新幹線の脱線対策については、社会的にも必要不可欠な投資であるものの、新線建設時に整備されていなかったものを事業者単独で整備することが求

められること、新線建設の際にすでに整備されていた場合には固定資産税の軽減措置の対象となっていることを踏まえて、同様の措置を講じること。

IX 生産性向上設備に対する特例措置の創設要望（固定資産税：地方税）

政府の掲げる「働き方改革」の推進とともに、超少子高齢化・人口減少社会における「鉄道の安全性向上」の観点から、鉄道業務の効率化・省人化に資する遠隔による接客サービス、アシストマルス、ICカードシステム、みどりの券売機などのICT等の技術を活用した設備、CBM(状態基準保全)といったメンテナンス用機器に対する固定資産税の軽減措置を講じること。

X インバウンド対応設備に対する特例措置の創設要望（法人税・固定資産税）

観光立国を目指すわが国においては、2021年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えつつ、インバウンドへの対策強化が進められている。観光拠点となる駅等をはじめ公共交通機関における訪日外国人むけの対策が社会的要請としてもある中で、多言語対応やインターネット環境整備等、負担感の大きい投資であるため、整備が進んでいない現状にあり、旅行者の悩みの種にもなっている。財政的な支援とともに、法人税や固定資産税の軽減措置を講じることにより、整備促進を図ること。